

別表1(1級)

- ①両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
- ②両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑦両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることのできない程度の障害を有するもの
- ⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑩精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑪身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表等によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正された視力によって判定する。

別表2(2級)

- ①両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
- ②両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- ③平衡機能に著しい障害を有するもの
- ④そしゃくの機能を欠くもの
- ⑤音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- ⑥両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- ⑦両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能著しい障害を有するもの
- ⑧一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑨一上肢の全ての指を欠くもの
- ⑩一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑪両下肢の全ての指を欠くもの
- ⑫一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑬一下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑭体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑮前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑯精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑰身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの